十六　所有権留保契約　次に掲げる契約をいう。

イ　動産（抵当権の目的とすることができるもの（第一号イ(1)及び(2)に掲げるものを除く。）を除く。以下同じ。）の所有権を移転することを内容とする売買その他の契約（ロにおいて「売買契約等」という。）であって、当該動産の代金の支払債務その他の金銭債務を担保するため、その金銭債務の全部の履行がされるまでの間は、当該動産の所有権を当該動産の所有権を移転すべき者に留保する旨の定めのあるもの

ロ　売買契約等の当事者のうち当該売買契約等の目的である動産の所有権の移転を受けるべき者が、第三者に対し、当該動産の所有権を移転すべき者に対する当該動産の代金その他の金銭の支払を委託し、当該者が、その支払を受けたときに、当該金銭の償還債務その他の金銭債務の担保として、当該第三者に当該動産の所有権を取得させることを約する契約であって、その金銭債務の全部の履行がされるまでの間は、当該動産の所有権を当該第三者に留保する旨の定めのあるもの

十七　所有権留保動産　所有権留保契約の目的である動産をいう。

十八　留保所有権　所有権留保動産の所有権を留保する者が所有権留保契約に基づいて所有権留保動産について有する権利をいう。

十九　留保売主等　留保所有権を有する者をいう。

二十　留保買主等　所有権留保契約の当事者のうち、被担保債権に係る債務の全部の履行がされた場合に所有権留保動産の所有権の移転を受ける者（その者が所有権留保動産について有する権利を他の者に譲渡した場合にあっては、その権利を現に有する者）をいう。

第二章　譲渡担保契約

第一節　譲渡担保契約の効力

第一款　総則

第一目　通則

（譲渡担保権の内容）

第三条　譲渡担保権者は、譲渡担保財産について、他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

（譲渡担保権の被担保債権の範囲）

第四条　譲渡担保権は、元本、利息、違約金、譲渡担保権の実行の費用及び債務の不履行によって生じた損害の賠償を担保する。ただし、譲渡担保契約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

（譲渡担保権者による譲渡担保財産の譲渡）

第五条　譲渡担保権者は、次節の規定による実行手続によらなければ、譲渡担保財産を譲渡することができない。

（譲渡担保権設定者の処分権限）

第六条　譲渡担保権設定者は、その有する譲渡担保財産についての権利を第三者に譲渡することができる。

（同一の譲渡担保財産についての重複する譲渡担保契約）

第七条　譲渡担保財産は、重ねて譲渡担保契約の目的とすることができる。

（譲渡担保権の不可分性）

第八条　譲渡担保権者は、被担保債権の全部の弁済を受けるまでは、譲渡担保財産の全部について、譲渡担保権を行使することができる。

（物上代位）

第九条　譲渡担保権は、譲渡担保財産の売却、賃貸、滅失又は損傷によって譲渡担保権設定者が受けるべき金銭その他の物に対しても、行使することができる。この場合においては、譲渡担保権者は、その払渡し又は引渡しの前に差押えをしなければならない。

2　前項前段の規定に基づいて譲渡担保権者が行使する権利は、その金銭その他の物の払渡し又は引渡しを目的とする債権を目的とする質権又は譲渡担保権であって、同項後段の規定による差押えの後に対抗要件を備えたものに優先する。

3　譲渡担保権の目的である財産についてその譲渡担保権に劣後する先取特権、質権又は他の譲渡担保権を有する者（以下この項において「劣後担保権者」という。）は、その順位により、譲渡担保権設定者が支払を受けるべき第四十八条第二項（第五十八条において準用する場合を含む。）に規定する残額、第六十条第四項（第九十三条（第九十六条第一項において準用する場合を含む。以下この条及び第二十六条第一項第五号において同じ。）において準用する場合を含む。）に規定する帰属清算金、第六十一条第五項（第九十三条において準用する場合を含む。）に規定する処分清算金又は第九十二条第一項後段（第九十六条第一項において準用する場合を含む。）に規定する差額に相当する金銭に対しても、その権利を行使することができる。この場合においては、劣後担保権者は、その払渡しの前に差押えをしなければならない。

（物上保証人の求償権）

第十条　他人の債務を担保するため譲渡担保契約を締結した譲渡担保権設定者は、その債務を弁済し、又は譲渡担保権の実行によって譲渡担保財産を失ったときは、民法に規定する保証債務に関する規定に従い、債務者に対して求償権を有する。

（民法の規定の適用除外等）

第十一条　民法第四百九十六条第一項の規定は、供託によって譲渡担保権が消滅した場合には、適用しない。

2　譲渡担保権は、質権とみなして、民法第五百十八条の規定を適用する。

（仮登記担保契約に関する法律の規定の適用）

第十二条　譲渡担保権は、質権とみなして、仮登記担保契約に関する法律（昭和五十三年法律第七十八号）の規定を適用する。

第二目　根譲渡担保契約の効力

（不特定の債権を担保するための譲渡担保契約）

第十三条　譲渡担保契約は、債務者との間に生ずる一定の範囲に属する不特定の債権を担保するためにも締結することができる。

（根譲渡担保権の被担保債権の範囲）

第十四条　前条の債権を担保するために締結された譲渡担保契約（以下「根譲渡担保契約」という。）に基づく譲渡担保権（以下「根譲渡担保権」という。）を有する者（以下「根譲渡担保権者」という。）は、確定した元本、利息、違約金、根譲渡担保権の実行の費用及び債務の不履行によって生じた損害の賠償の全部について、その根譲渡担保権を行使することができる。ただし、根譲渡担保契約において極度額（根譲渡担保権を行使することができる被担保債権の上限の額をいう。以下同じ。）の定めがあるときは、当該極度額を限度とする。

（根譲渡担保権の被担保債権の範囲及び債務者の変更）

第十五条　元本の確定前においては、根譲渡担保権の被担保債権の範囲の変更をすることができる。債務者の変更についても、同様とする。

2　根譲渡担保権の極度額の定めがない場合における前項の変更は、利害関係を有する者の承諾を得なければ、することができない。

（根譲渡担保権の極度額の変更等）

第十六条　根譲渡担保契約の締結後に根譲渡担保権の極度額を定め、又は根譲渡担保権の極度額の定めを変更し、若しくは廃止するには、利害関係を有する者の承諾を得なければならない。

（根譲渡担保権の元本確定期日の定め）

第十七条　根譲渡担保権の担保すべき元本については、その確定すべき期日を定め、又は変更することができる。

2　前項の期日を定め、又は変更するには、根譲渡担保権に劣後する譲渡担保権を有する者その他の第三者の承諾を得ることを要しない。

3　第一項の期日は、これを定め、又は変更した日から五年以内でなければならない。